



KPMG Newsletter

KPMG Insight

 Sustainability

サステナビリティ制度開示の準備に向けたポイント



Vol. **69**

November 2024



サステナビリティ制度開示の準備に向けたポイント

KPMGあずさサステナビリティ

加藤 亮 / パートナー

投 資家を中心としたサステナビリティ情報の開示ニーズの高まりを受け、世界各国・地域でサステナビリティ制度開示に向けた基準の整備が急ピッチで進められています（図表1参照）。日本でも、現在、国際サステナビリティ基準審議会が公表したIFRS®サステナビリティ開示基準との比較可能性を確保したサステナビリティ開示基準（以下、「SSBJ基準」という）の基準化が進められています。

日本企業各社は、欧州委員会発効のCSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive: 企業サステナビリティ報告指令）およびその具体的開示基準であるESRS（European Sustainability Reporting Standards: 欧州サステナビリティ報告基準）への対応に加えて、SSBJ基準への対応も求められようとしています。また、CSRD基準同様、SSBJ基準に基づくサステナビリティ開示には第三者保証が必須となる方向で議論が進められていますので¹、将来的な手戻りを防ぐためにも当該第三者保証対応を見据えた制度開示準備が不可欠となります。

本稿では、日本企業の多くがこれから対応を迫られるSSBJ基準への準備に重点をおき、任意開示と制度開示の相違点を踏まえた、制度開示準備のポイントを解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることを、あらかじめお断りいたします。



加藤 亮
Ryo Kato

POINT 1

サステナビリティ制度開示は既存の任意開示と網羅性・正確性の性質が異なる

任意開示では企業が自由に開示指標や対象範囲を設定できるため、自社で得意な領域のみを開示し、その他の領域を除外することが可能であった。制度適用後は連結グループ全体の重要なサステナビリティ情報について網羅性・正確性を担保した開示が求められる。

POINT 2

サステナビリティ制度開示で求められる適時性の向上には、第三者保証人との協議が不可欠

サステナビリティ制度開示では、自社のサステナビリティ情報収集にとどまらず、その後の第三者保証報告書発行を含めて有価証券報告書提出期日までに完了できるだけの適時性が求められる。実現に向けては、関連当事者である第三者保証人の保証手続きの早期完了まで見据えたプロセス整備が必要となる。

任意開示と制度開示の相違点から来る網羅性・正確性の要求事項の変化

1. サステナビリティ情報開示の現在地と課題

サステナビリティ情報の開示は、日本企業において従前から行われています。東京証券取引所プライム市場に上場する企業に対する気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、「TCFD」という）開示の実質義務化、統合報告書やサステナビリティレポート等による任意開示がそれに該当します。

しかしながら、TCFD開示は開示推奨項目を掲げているものの、すべての開示が義務化されているわけではありません。また、統合報告書やサステナビリティレポート等は発行自体が任意であるため、各社

開示可能な情報を開示するにとどまっています。その結果、同業企業でそれぞれ連結財務諸表範囲と異なる範囲のサステナビリティ情報が開示される事例が発生し、企業間比較可能性が困難となる場合が生じています。また、開示自体が任意であるために、過年度数値が誤っていた場合の対応も特段の定めがないのが実態です。

SSBJ基準に基づき有価証券報告書にてサステナビリティ情報を開示する場合、財務情報と同じ連結範囲での開示が求められます。その結果、任意開示では必須ではなかった、網羅性を担保した情報収集が必要となります。また、法定書類である有価証券報告書にて開示することが想定されるため、有価証券報告書へ記載すべき重要事項が欠けていたり、虚偽記載がある場合には、金融商品取引法違反として罰則が適用される可能性があります。さらに、投資家に対してより強い説明責任が求められると考えられるため、開示情報の

正確性の担保が必要となります。

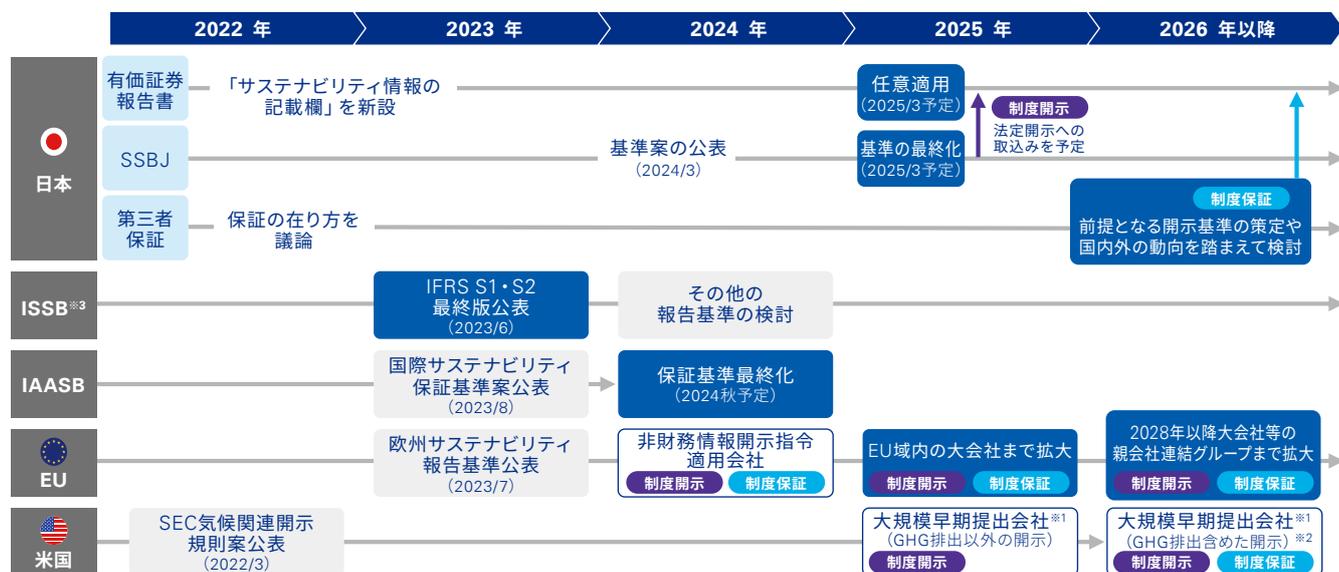
このように、従来のサステナビリティ情報開示とは、網羅性および正確性の観点で要求事項が異なっているため、今まで統合報告書やサステナビリティレポート等を発行している多くの日本企業でも、SSBJ基準への対応に十分な準備が求められることになると考えられます。

2. 潜在的課題は制度保証予定人と事前に協議する

SSBJ基準への対応準備の第1ステップとしては、SSBJ基準の要求事項それぞれに対して、すでに任意開示のために収集・検討済み情報と、今後収集・検討が必要な情報とを整理する現状分析（ギャップ分析）から始めることが多いと想定されます。この際に、今後収集・検討が必要と整理された要求事項は、第2ステップ以降で対応準備が進められることとなりますが、

図表1 サステナビリティ情報の開示・保証制度を巡る国内外の動向

- サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) による日本版S1・S2は、2025年3月期から任意適用可能となる見込み。日本での制度保証導入時期は協議中
- 企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) が欧州子会社に2025年度から適用、親会社域外適用は2028年度から適用。第三者保証義務化



※1 大規模早期提出会社：米国内外のSEC登録企業が対象。開示の対象はScope1、2のGHG排出量

※2 米国の制度保証は、限定的保証は2029年より、合理的保証は2033年より適用となる

※3 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

出所：KPMG作成

すでに任意開示のために収集・検討済みと整理された事項の多くは、第2ステップ以降で対応準備が行われない、もしくは優先度を下げ、後回しでの対応になる可能性があります。

しかし、上述したように、任意開示と制度開示とは、網羅性および正確性の要求事項が異なるため、今までの開示情報が制度開示の観点から十分な量と質を有しているとは限りません。たとえば、GHG排出量のScope1、2であっても、各事業拠点が集計すべきデータが漏れているケース、過去から使用している排出係数の根拠が曖昧なケース、一度作成した手順書どおりにデータ集計していたがビジネスモデルの変化により従来の手順書では誤ったデータ集計になってしまうケースなどが、保証業務実施時に経験した事例として挙げられます（図表2参照）。

これら将来に向けて十分に検討すべき潜在的な事項については、自社での自己点検に加え、専門的知見を持つ将来の制度保証予定人が保証手続きに準じた手続きを通じて、すでに収集・検討済み情報の十分な量および質を有しているかを事前に

確認し、大きな課題となる可能性がある事項については、早期解決に向けて相互協議を始めることが有用と考えます。

潜在的課題を制度保証予定人と事前に協議・解決しておくことは、将来の大きな手戻りを防止することにつながります。また、制度開示に向けた準備のための限られたリソースを、本来割くべき気候変動移行計画や人権課題対応といったサステナビリティ経営に向けた高度化対応に投入することも可能となります。

II 第三者保証取得を前提とした適時性を向上させるプロセス整備

1. SSBJ基準対応では適時性向上が求められる

SSBJ基準適用に向けたもう1つの大きな課題が適時性です。従前の任意開示である統合報告書やサステナビリティレポート等には、公表時期についての法的強制力がありません。そのため、データ収集過

程での課題対応や任意保証の対応等で遅延が生じた場合でも、開示可能となった段階で公表すれば足りるため、実務上は有価証券報告書提出からしばらく経過してから公表される事例が多くを占めています（図表3参照）。この状況に対して、適時の投資判断を必要とする機関投資家より改善が求められていました。

一方、SSBJ基準に基づき有価証券報告書にてサステナビリティ情報を開示する場合、現行制度では有価証券報告書の提出期日である事業年度末日から3か月以内²の開示が求められています。また、開示する情報には制度保証³を受けることが義務付けられる方向で議論が進められていることから、企業の適時性向上はSSBJ基準対応の準備で対処すべき大きな課題となっています。

2. 適時性向上に向けたプロセスの整備

企業の適時性向上のための重要なポイントは、データ収集と開示に関するプロセスの整備です。プロセスの整備とは、主に以下の要素をグループ全体で標準化し、統一化を図ることを指します。

- 定義・ルールなどの方針
- 実施すべき業務内容
- レビュー・承認などの内部統制

プロセスを整備する主な目的は、①情報の信頼性向上、②情報収集のスピード向上、③それらを実現するための現場負担を減らす効率性向上の3点です。

今のサステナビリティ情報収集の実務として、各拠点で収集されたデータを、各拠点担当者の個別判断により提出されたデータに基づいて作成されている事例が一定数存在します。しかし、サステナビリティ情報は財務情報ほど成熟していないため、解釈の幅が大きく存在します。また、地球環境や社会情勢等の変化に応じた各ステークホルダーの情報ニーズの変化に対応するため、サステナビリティ情報は適宜ルールが更新されています。そのため、

図表2 KPMGが保証業務実施時に経験した事例

他社事例

1

海外拠点へ往査で生じた課題例

- サイトツアー実施時に、集計対象とすべきデータが漏れていた
- 現地言語の契約書を精査・協議した結果、データ集計の前提が異なっていた
- 人材の流動性が高く、新たな担当者の理解が乏しくデータ集計方法が誤っていた

他社事例

2

KPMGの保証提供初期で生じた課題例

- 米国のデータ単位換算を誤ったまま日本で集計されていた
- 天然ガスの前提が日本と大きく異なるが、日本の排出量換算係数をそのまま適用していた
- 排出係数の出典を質問したところ、過去から使っている係数であり、もはや根拠不明の状況であった
- 会社作成手順書の前提がビジネス拡大により変化していたが、従前の手順書どおりの集計が継続して行われていた

出所:KPMG作成

サステナビリティ情報は各拠点担当者の知識不足や更新情報把握漏れなどによる誤りが財務情報に比べて多くなり、収集部署である本社のレビューや任意保証人による指摘に基づく要修正事項対応が、適時性向上の阻害要因となっています。

これらの阻害要因を取り除くためには、グループ全体としてのプロセスの整備方針を定め、当該方針に沿ったプロセス設計と導入を行う必要があります。プロセスを整備することで、各関与者個人の知識や経験に依存しない標準的業務手続きと、誤りを防止する内部統制の導入が可能となります。その結果、拠点データの正確性と網羅性が向上し、ひいてはSSBJ基準での開示の適時性向上に貢献することとなります。

3. プロセス整備方針策定時からの制度保証予定人との協議

プロセス整備を進めるうえでは、その

整備方針を定める段階より、適宜制度保証予定人との協議を重ねて進めていくことが重要となります。上述のとおり、SSBJ基準での有価証券報告書上での開示は、制度保証報告書の発行との同時開示となる方向性で検討されているため、制度保証予定人の制度保証手続きは有価証券報告書の提出に間に合うスケジュールで実施されなければなりません。

SSBJ基準にて開示が求められる定性情報と定量情報について、制度保証予定人と、いつからどのくらいの期間をかけて保証手続きを実施する予定かを早期に協議し、実務上負荷が高くなる期末日以降の保証対応を最小限にする施策を検討し、準備する必要があります。

開示を準備する企業側と手続きを実施する保証人側双方において、期末日以降の保証対応負荷を削減する施策としては、たとえば以下が考えられます。

- **定量情報**：月次もしくは四半期ごとにデータ収集ならびにデータの正確性の

検証を行ったうえで、期中データ収集結果に対して保証人が期末日前から前倒して保証手続きを実施する

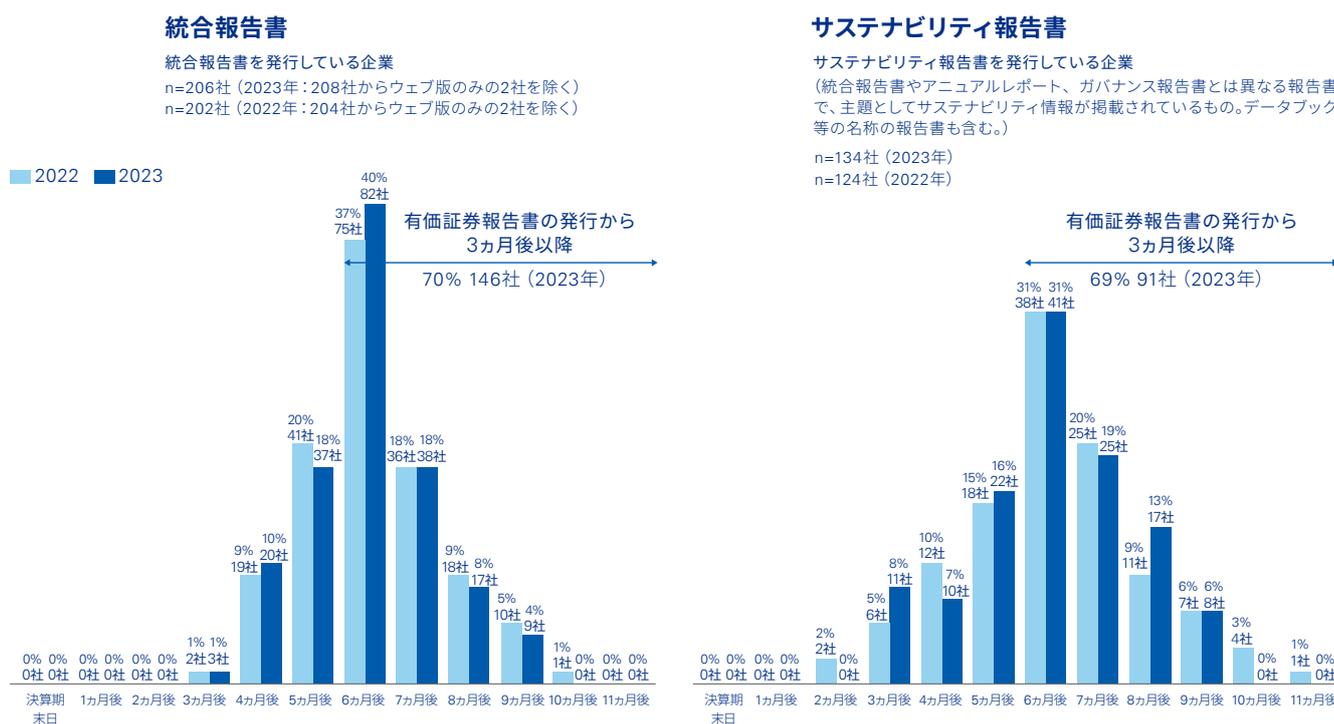
- **定性情報**：月次もしくは四半期ごとに集めた期中データを基に記載のドラフトを開始したものを、保証人が期末日前にレビューし、大きな方向性についての確認を取る

これらをデータ収集プロセスと開示プロセスの整備方針検討段階から制度保証予定人と適宜協議していくことで、将来プロセス設計と導入まで行った後に整備方針から見直すといった、大きな手戻りの防止につながります。

III さいごに

冒頭に記載のとおり、企業のSSBJ基準に基づく開示制度は、投資家を中心としたステークホルダーからの高い期待に基づき導入の検討が進んでいます。制度開

図表3 統合報告書・サステナビリティ報告書の発行時期に関する調査結果



出所：KPMGジャパン「日本の企業報告に関する調査2023」

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2024/04/sustainable-value-corporate-reporting.html>

示の適切な準備と対応は、企業の既存の取組みや将来のサステナビリティ戦略を、ステークホルダーに企業間比較可能性をもって伝えることになり、結果として企業の価値向上にもつながります。

制度保証予定人は、SSBJ基準による開示制度導入後も保証人として伴走することになります。したがって、SSBJ基準の導入に向けた準備段階から相互の連携を深め、制度開示の適切な準備と対応を実現することが、制度導入後の企業価値向上に向けて重要と考えます。

- 1 令和6年6月28日の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第3回)時点での方向性。
- 2 執筆時点で、有価証券報告書の提出期限の延長については議論中。
- 3 第三者制度保証の範囲、導入のタイミング等は執筆時点では議論中。

本稿に関するご質問等は、
以下の担当者までお願いいたします。

あずさサステナビリティ株式会社
加藤 亮 / パートナー

✉ ryo.kato@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されず、この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。